香税証第　　号

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令
- （イ）第 41 条
  - 特定認定長期優良住宅以外
    - （a）新築されたもの
    - （b）建築後使用されたことのないもの
  - 特定認定長期優良住宅
    - （c）新築されたもの
    - （d）建築後使用されたことのないもの
- （ロ）第 42 条第 1 項（建築後使用されたことのあるもの）

の規定に基づき、下記の家屋　平成　　年　　月　　日　（ハ）新築 / （ニ）取得　が

この規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	香芝市
家屋番号	
取得の原因(移転登記の場合)	

平成　　年　　月　　日

香芝市長　梅田善久